

業 務 仕 様 書

1 適用

本仕様書は、県議会庁舎二段式駐車装置保守点検業務に適用する。

2 業務の期間

この業務の履行期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

3 対象設備

別紙－1 「設備概要」のとおり。

場所：沖縄県議会庁舎

4 保守点検業務の内容

- (1) 対象設備を正常かつ良好な運転状態に保つこと。
- (2) 対象設備の各部の点検及び注油を月1回以上行い、必要に応じて修理、取替えを行うこと。なお、その範囲は別紙－2に示す。
- (3) 故障連絡のあった場合には、24時間365日体制で速やかに対応すること。

5 異常等の報告

対象設備の異常を発見した場合、又は本仕様の範囲を超える修理を必要と判断した場合は、直ちに県へ報告し協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

6 安全の確保

関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に努めると共に、危険を伴う作業においては、受託者の責任において十分に安全を確保すること。

7 業務従事者の資格

法令等により作業を行う者の資格が定められている作業については、有資格者が当該作業を行うこと。

8 業務計画書の提出

本業務を開始する前に以下の書類を県に提出し、承諾を得ること。

- (1) 実施体制
- (2) 実施工程（年間）

- (3) 緊急連絡先
- (4) 業務員名簿（顔写真添付。有資格者は資格証を添付）
- (5) 安全管理計画
- (6) 業務詳細（報告書様式、点検項目、方法、良否判定基準等）
- (7) 主要使用機材等一覧
- (8) その他必要な事項

9 成果報告書の提出

各月の業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（保守点検記録簿等）
- (2) 実施状況写真
- (3) その他県が必要と認め提出を求めた書類

10 県担当職員の立会確認等

受託者は、委託契約書第18条に定める検査及び県が指定する業務が終了した場合には、県担当職員に立会いを求め確認を受けること。ただし、県が承諾した場合には立会いによらず写真、記録等により確認を受ける。

11 機材等の負担区分

本業務の遂行に必要な計器、工具、機材等は、原則として受託者が負担するものとする。ただし、電力、用水は無償で供与する。

12 業務の条件

本業務は、原則として平日の日中に行うものとする。ただし、他の業務に支障となることが予想される場合等、県が指定する作業については、夜間又は休日に行う場合もあるものとする。

13 災害等における非常時の対応について

本庁舎において、火災、地震、津波、新型インフルエンザ等による非常事態が発生した場合は、本業務に優先的に人員の配置及び消耗品の補充が出来るような体制を構築すること。

14 必要事項の充足

本仕様書は、対象設備の保守点検についての大要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

設 備 概 要

製造社 日本発条株式会社

型 式	UDNW(D)-L2	
方 式	昇降ピット方式	
収容可能な乗用車の 最大要目	全 長（ m m ）	4,950
	全 幅（ m m ）	1,750
	全 高（ m m ）	1,500
	全 重（ k g ）	1,600
装置の外形寸法 （上記寸法の乗用車 が入った状態）	全 長（ m m ） { 奥 行 き }	5,350 {5,300}
	全 幅（ m m ） { 間 口 }	2,600×N+400 {450}
	全 高（ m m ） {ピット床より}	5,025 {5,075}
駆 動 方 式	電動チェーン方式	
操 作 方 式	遠隔スイッチ方式	
駆 動 装 置	電 源	三相交流 220V 60Hz
	電動機(昇降)	2.2KW-4P ブレーキ付き
動作時間(60Hz)	昇降(sec)	32、39
建 設 大 臣 認 定	第10823号(第883号)	
自動車収容台数	1連当り2台	合計 84台(42連)
収容可能な最大 要目未満の 乗 用 車 名	中大型乗用車(メーカー標準車) ク ラ ウ ン ※ セ ド リ ッ ク ※ グ ロ リ ア ※ ギ ャ ラ ン ル ー チ エ	

※印は車型により入庫不可の場合あり。

別紙－２（県議会庁舎二段式駐車装置保守点検業務）

１（保守点検の範囲）

保守点検の範囲は、下記のとおりとする。

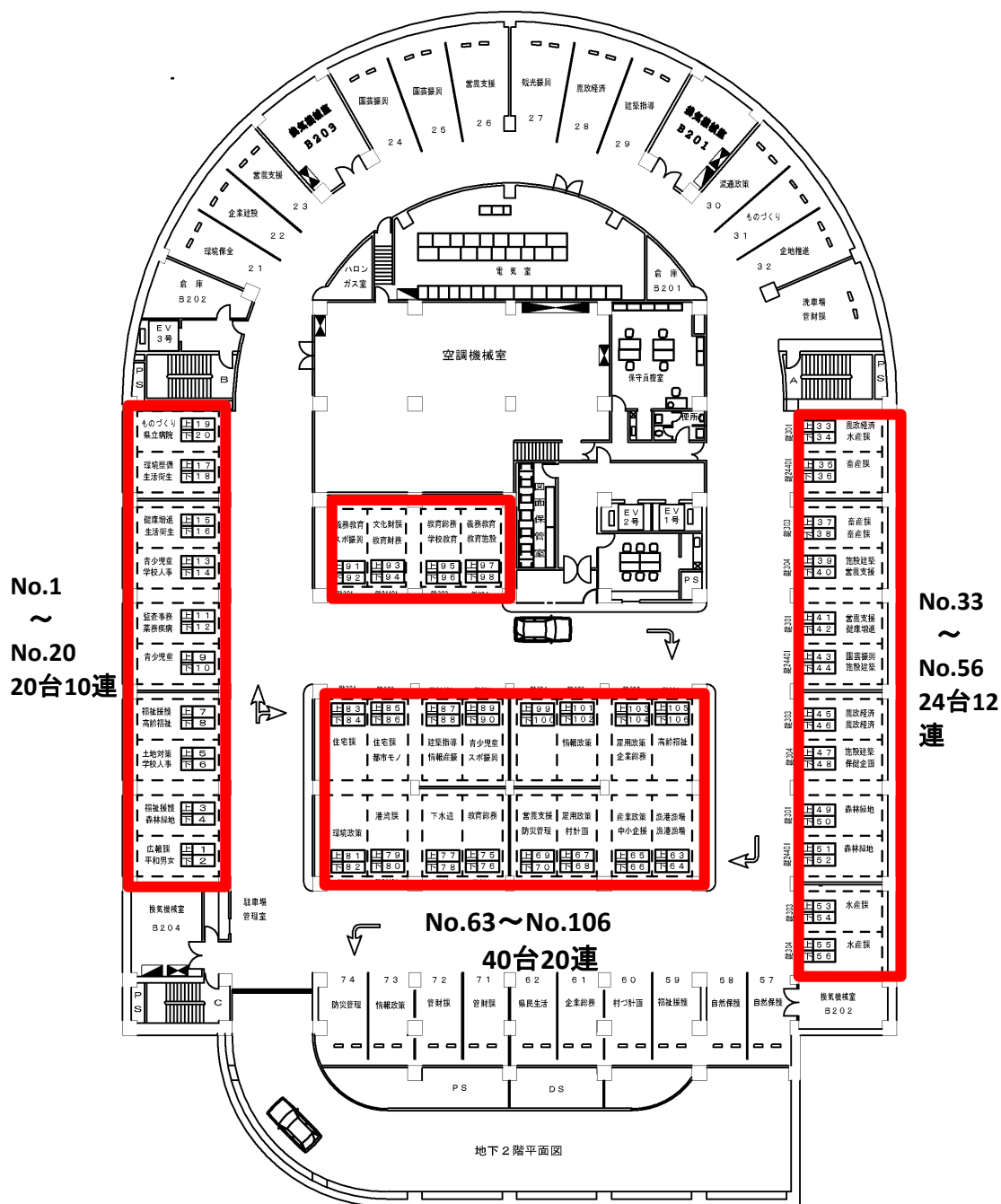
分 類	機 器 又 は 装 置	備 考
台車パレット	(1)パレット本体 (2)吊金具・吊ボルト (3)車止め (4)ガイドローラ (5)安全ポール	
昇降装置	(1)モータ・ブレーキ (2)減速機 (3)駆動・吊・従動チェーン (4)各スプロケット	
保持装置	(1)ロックレバー (2)ソレノイド (3)チェーン検出レバー (4)マイクロスイッチ	
電気関係	(1)操作盤 (2)電磁接触器・リレー (3)表示ランプ (4)光電管 (5)リミットスイッチ (6)電圧 (7)絶縁抵抗 (8)全般	H30年2月 制御盤内電子機器 取替済み
その他	(1)柱・梁 (2)ピット (3)ガイドレール (4)振止ガイド	

別紙－２（県議会庁舎二段式駐車装置保守点検業務）

２（修理および部品交換の範囲）

保守点検の範囲のうち下記の標準消耗部品の取り替えを要する場合には、受託者の負担とし、その他の損傷および摩耗した部品の取り替えを要する場合には、発注者にて費用を負担するものとする。

分 類	機 器 又 は 装 置	備 考
機 械 関 係	(1)各種ボルト、ナット類	
電 気 関 係	(1)電磁開閉器用各種接触子 (2)補助電磁接触器用各種接触子 (3)リミットスイッチ用各種接触子 (4)ヒューズ (5)ブザーおよびベル (6)光電管用電球 (7)各表示灯用電球	H30年2月 制御盤内電子機器 取替済み
油 脂 類	(1)各油脂類一式	油圧式作動油は除 く



84台42連